

資料 4－5

(4－5－1～4－5－5)

説明資料

(諮問第 507 号、諮問第 508 号関係)

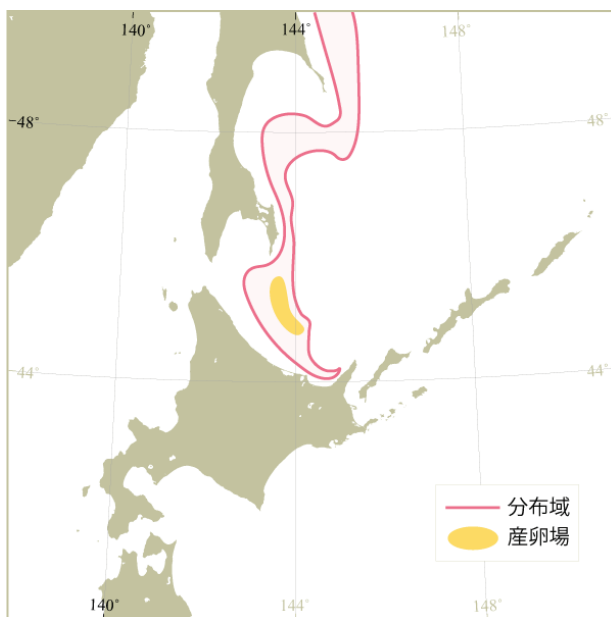
- ・ ずわいがにオホーツク海南部



ズワイガニオホーツク海南部 令和 7 年度資源評価結果

1

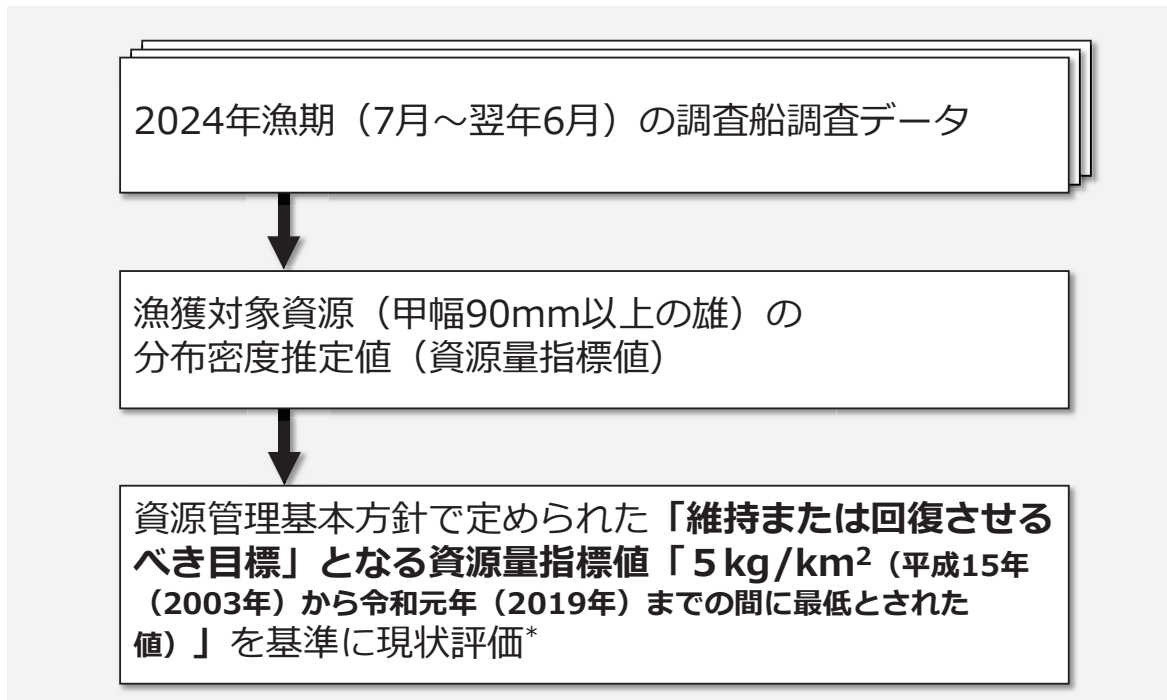
生物学的特性等



- ロシアとの跨り資源
日本水域は分布の南端
- 北海道オホーツク海側～サハリン東岸の大陸棚および大陸斜面上に連続的に分布
- 日本水域とロシア水域の間で季節移動している可能性が高いが詳細は不明
- 北見大和堆北西部の水深150～200 mの海域で産卵、その他の産卵場については不明
- 産卵盛期は5～6月

2

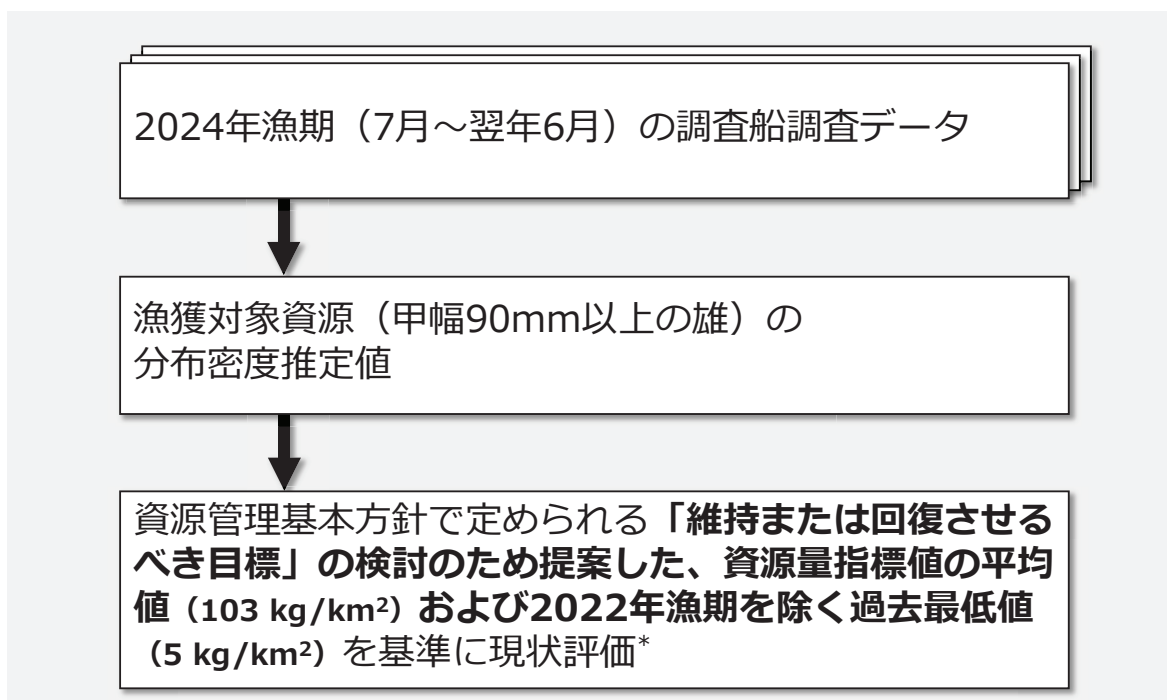
資源評価の方法（昨年度）



* 本資源は跨がり資源であり、新漁業法に則したMSYに基づく管理基準値の設定は困難であるため

3

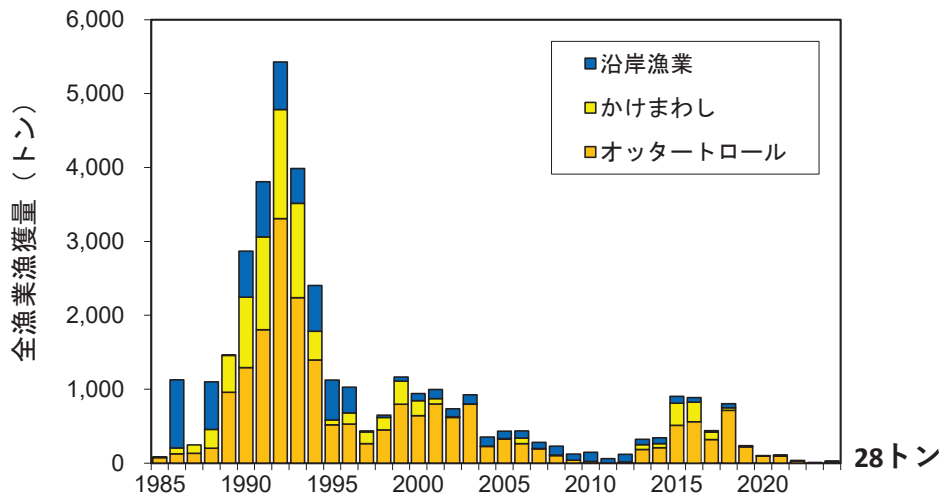
資源評価の方法（今年度）



* 本資源は跨がり資源であり、新漁業法に則したMSYに基づく管理基準値の設定は困難であるため

4

漁獲量の推移



- 1990年代前半に5000トンを超えるピークがみられたが、その後減少して推移、2024年漁期は28トン（沖底：17トン、沿岸漁業：11トン）
- 資源が多いスケトウダラやマダラの操業状況がズワイガニの漁獲の多寡に影響している
- 外国船が違法に設置したかにかご等が2000年代～2010年代前半と2010年代末以降における沖底の漁獲量減少の一因と考えられている

5

前回のSH会合における指摘事項とりまとめ

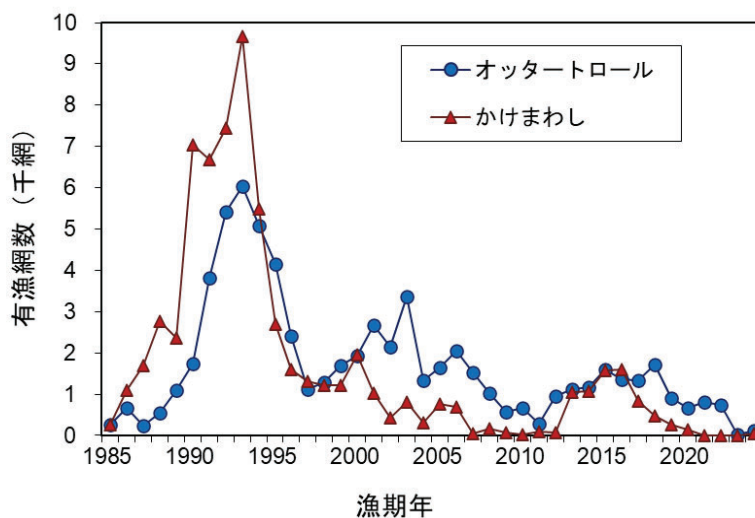
- 外国漁船による漁獲（補足：我が国EEZ内のFOC船等による違法操業）が漁獲量に与えた影響について、令和7年度資源評価結果への記載を検討する。

→ 資源評価報告書に以下の説明を追記いたしました。

ズワイガニを含むカニ類は商品価値が高いためにオホーツク海などにおいてIUU漁業の対象となっている。本資源の漁場においても、外国船によって違法に設置されたかにかご等によって沖底の操業に支障が生じており、このことが2000年代～2010年代前半の漁獲量減少の原因の1つと考えられる。2014年12月に「北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定」が発効したのち、2015～2018年漁期に漁獲量が増加したのは、水産庁による漁業取締りや違法漁具の押収等で本資源の漁場が広く使えるようになって、沖底によるズワイガニ狙いの操業が増えたことが一因と考えられる。ただし、その後も本資源の漁場においては外国人が違法に設置したとみられるかにかご漁具がみられており（水産庁 北海道漁業調整事務所 2025）、漁獲量は減少傾向にある。

6

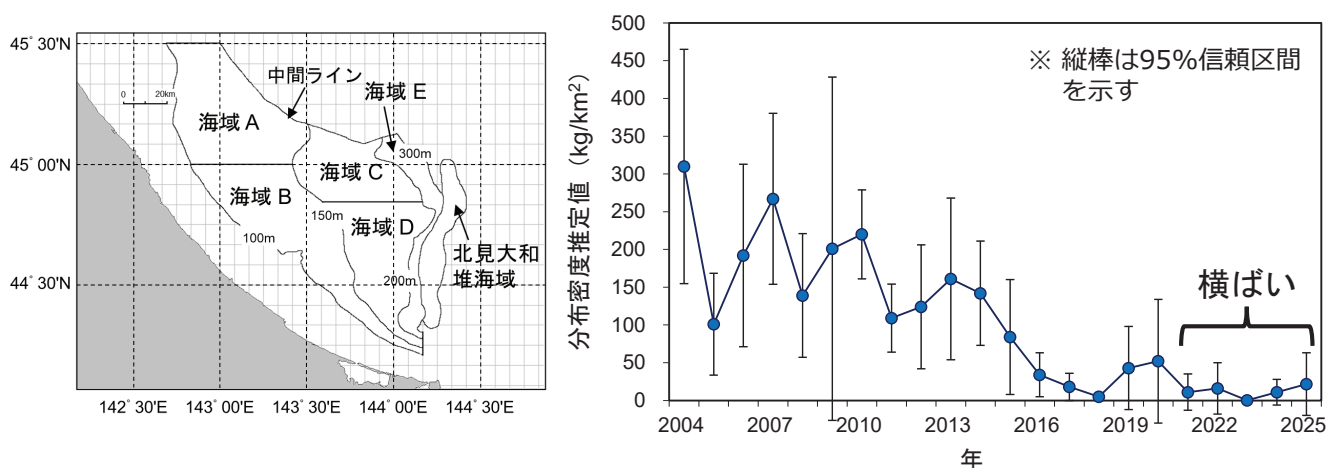
努力量の推移（沖底の有漁網数）



- 漁獲努力量は、1994年以降オッタートロール、かけまわし共に増減しながら2011年漁期まで減少
- その後も増加、減少して、2024年漁期にはオッタートロールで108網、かけまわしで40網となった

7

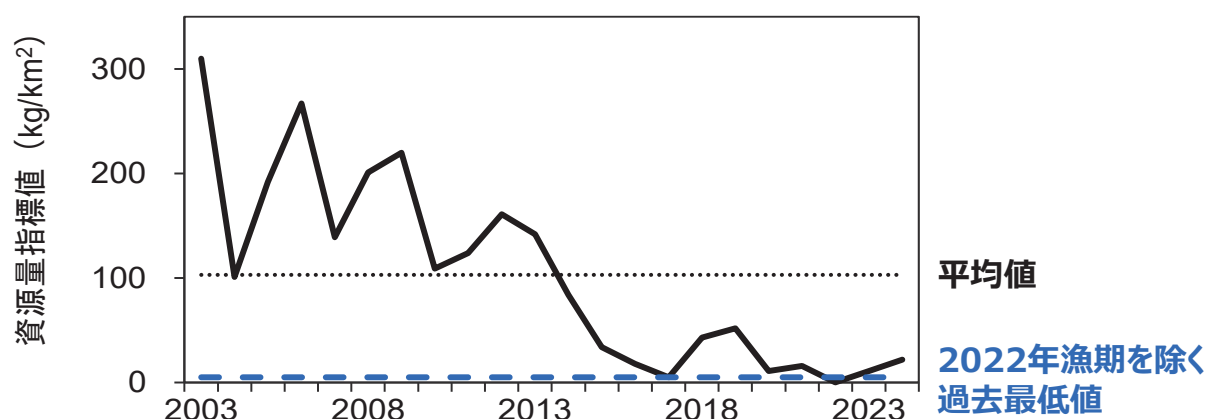
資源量指標値の推移



- 資源量指標値（調査船調査による漁獲対象資源の分布密度推定値）は、2004年の310 kg/km²から減少して2015年には100 kg/km²を下回り、2018年には5 kg/km²となった。その後増加するも再び減少、2023年に0.2 kg/km²、2025年は22 kg/km²であった
- 直近5年間の動向は「横ばい」

8

管理基準値の更新について



- 資源量指標値が来遊量を反映した指標であると考え、2003～2024年漁期の平均値（103 kg/km²）および2022年漁期を除く過去最低値（5 kg/km²）を「維持または回復させるべき目標」の検討のため提案
- 2022年漁期の資源量指標値は過去最低値を更新したが、調査船調査の結果、分布様式や甲幅組成が例年と大きく異なっており、その資源状態は評価の基準として適切ではないと考えられた
- 2024年漁期の資源量指標値は 22 kg/km²であり、2003～2024年漁期の平均値を下回るが2022年漁期を除く過去最低値を上回る

9

評価と提案のまとめ

- 本資源は日本水域とロシア水域に跨って分布し、日本水域における情報のみでは「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから「漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針」に従い計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難である。
- 資源管理方針に関する検討のため、資源量指標値（調査船調査による漁獲対象資源（甲幅90 mm以上の雄）の分布密度推定値）の2003～2024年漁期の平均値（103 kg/km²）および2022年漁期を除く最低値（5 kg/km²）「維持または回復させるべき目標」として提案する。
- 2024年漁期は 22 kg/km²であり、平均値を下回るが2022年漁期を除く過去最低値を上回った。

1

n



ズワイガニ（オホーツク海南部）①

ズワイガニは我が国周辺では日本海、オホーツク海、および茨城県以北の太平洋沿岸に分布し、本評価群はこのうちオホーツク海南部に分布する群である。本資源の漁獲量等は漁期年（7月～翌年6月）の数値を示す。

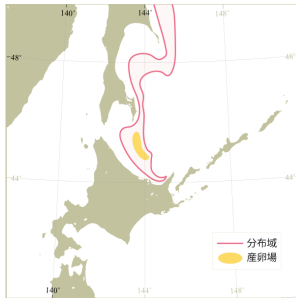
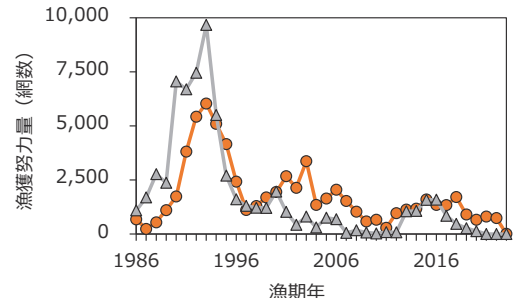


図1 分布域

本資源は日本水域からロシア水域にかけて連続的に分布する「跨り資源」である。



● 努力量 (沖底オッター) ▲ 努力量 (沖底かけまわし)

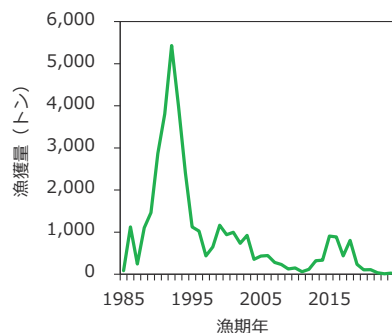


図2 漁獲量の推移

本資源の我が国による漁獲量は、2000年漁期以降減少を続け、2011年漁期には60トンとなったが、その後増加した後、2024年漁期は28トン（沖底オッター：16.6トン、沖底かけまわし：0.8トン、沿岸漁業：10.9トン）となった。

図3 漁獲努力量の推移

漁獲努力量は、沖底オッター、沖底かけまわし共に増減しながら2011年漁期まで減少を続けたが、その後は増減しつつ、2023年漁期には沖底オッターで12網、沖底かけまわしで0網となった。2015～2018年漁期はズワイガニ狙いの操業が増えたこと等により、漁獲量が多かったと考えられる。

本資源では、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ズワイガニ（オホーツク海南部）②

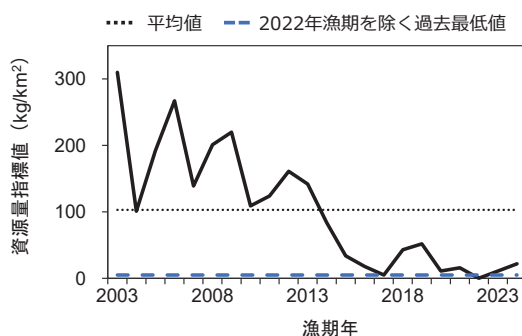


図4 資源量指標値とその平均値と過去最低値

調査船調査による漁獲対象資源（甲幅90mm以上の雄）の分布密度推定値を資源量指標値とした。資源量指標値は、2017年漁期に5kg/km²まで減少した後、一旦増加したものの、2020年漁期以降は再び減少し、2024年漁期には22kg/km²となった。

資源管理方針に関する検討のため、資源量指標値の2003～2024年漁期の平均値（103kg/km²）および最低値（5kg/km²；ただし2022年漁期を除く*）を評価の基準にすることを提案する。2024年漁期の資源量指標値（22kg/km²）は、平均値を下回るものの最低値を上回る。

本資源の管理基準値等の検討について

本資源は日本水域とロシア水域に跨って分布し、日本水域における情報のみでは「跨り資源」である本資源全体の動向を捉えることができないことから「漁獲管理規則およびABC算定のための基本指針」に従い計算される管理基準値案に基づく漁獲管理規則の提案は困難である。

現行の漁獲シナリオでは、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理するとされている。

*2022年漁期は分布様式や甲幅組成が例年と大きく異なっており、その資源状態は本資源の評価の基準として適切ではないと考えられるため

本資源では、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

ズワイガニオホーツク海南部の 資源管理について

水産庁

資源管理方針見直しの経緯

令和3年7月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年8月5日 (※管理開始5年目)	第3回ステークホルダー会合
令和7年10月30日	第4回ステークホルダー会合

※ 資源管理基本方針の第9に「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定。

第4回ステークホルダー会合のとりまとめ

- 1 資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時点修正及び修辭上の修正を行うこととする。
- 2 漁獲シナリオは、基本的に現シナリオを継続することとし、修辭上の修正等を行うこととする。

2

資源管理目標(案)

- 研究機関は、本資源は日本水域とロシア水域に跨って分布しており、日本水域は分布域の一部にすぎない、また、日本水域には生活史の一時期に来遊することから、日本水域における情報のみでは資源全体を対象とした資源量の目標管理基準値や限界管理基準値を設定することは困難であるとしている。
- このため、研究機関から提案された資源量指標値(注)の値を、漁業法第12条第2項の規定に基づく「維持又は回復させるべき目標」とする。

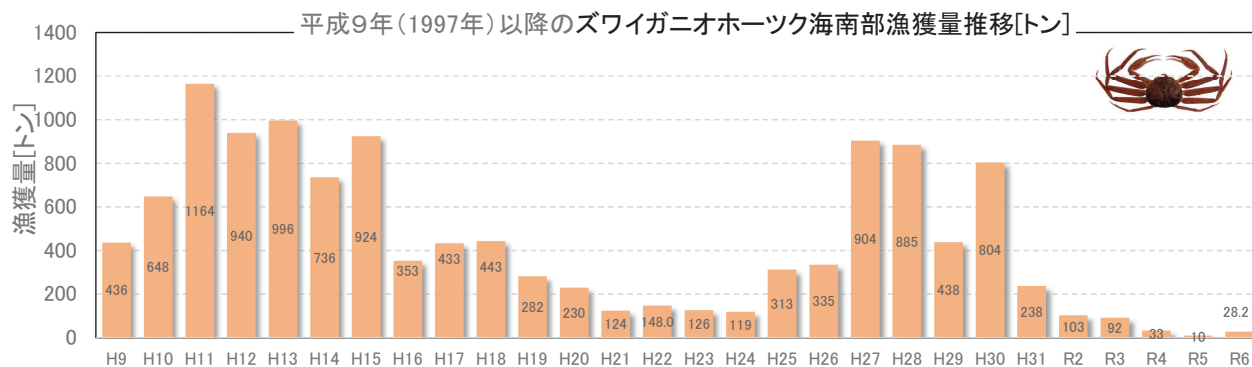
(注)かにかご漁業の標準化CPUE

	令和8管理年度～	現行
資源管理の目標	5キロ／km ² (平成15年(2003年)から令和6年(2024年)までの間の最低値(令和4年(2022年)を除く))	5キロ／km ² (平成15年(2003年)から令和元年(2019年)までの間の最低値)

3

漁獲シナリオ(案)

- 引き続き、我が国漁船による漁獲の状況等を踏まえて、操業水域に分布する当該水産資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。
- TACは、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量(2015年の904トン)を考慮して算定する。



「別紙 2－21 ずわいがにオホーツク海南部」における資源管理の目標の変更について

1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 9 の規定により、
「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね 5 年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。特定水産資源である、ずわいがにオホーツク海南部については、5 年ごとの見直しのため、令和 7 年 8 月から同年 10 月にかけて、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 に基づく「資源管理の方針に関する検討会」を複数回開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）の案について議論した。その結果、資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時点修正及び修辭上の修正を行うこととすること等が取りまとめられた。
- (2) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、ずわいがにオホーツク海南部の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙 2－21」に関連する規定について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

(別紙)

改 正 後	改 正 前
(別紙2-21 ずわいかにオホーツク海南部) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 オホーツク海底魚資源調査(水産機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。)による漁獲対象資源(甲幅90mm以上の雄)の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg(平成15年(2003年)から令和6年(2024年)までの間(令和4年(2022年)を除く。)に最低とされた値)を下回らないようにすること(主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。))。 第4～第9 (略)	(別紙2-21 ずわいかにオホーツク海南部) 第1・第2 (略) 第3 資源管理の目標 オホーツク海底魚資源調査(水産機構により、毎年4月から6月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。)による漁獲対象資源(甲幅90mm以上の雄)の分布密度推定値が、1平方キロメートル当たり5kg(平成15年(2003年)から令和元年(2019年)までの間に最低とされた値)を下回らないようにすること(主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第2項の規定に基づき、同条第1項と異なる目標を定めるものとする。))。 第4～第9 (略)

令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）ずわいがにオホーツク海南部 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 5 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

令和 7 年度に開催された資源管理方針に関する検討会での取りまとめを踏まえ、資源管理基本方針別紙 2－21 に定める漁獲シナリオの下、資源状況が良好な場合に対応できる数量として、近年の最大漁獲量を考慮した数量を TAC とする。

なお、近年の最大漁獲量は、平成 27 年（2015 年）の 904 トン。

（2）資源管理の目標及び漁獲シナリオ

本資源は、主分布域や産卵場が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域がなく、資源全体の把握が困難なため目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第 12 条第 2 項の規定に基づき、同条第 1 項と異なる目標を定め、我が国の漁船による漁獲の状況等を踏まえて、我が国漁船の操業水域に分布する資源の最適利用が図られるよう漁獲を管理する。

（3）令和 8 管理年度（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
ずわいがにオホーツク海南部	1,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査（水産機構により、毎年 4 月から 6 月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。）による漁獲対象資源（甲幅 90mm 以上の雄）の分布密度推定値が、1 平方キロメートル当たり 5 kg（平成 15 年（2003 年）から令和 6 年（2024 年）までの間（令和 4 年（2022 年）を除く。）に最低とされた値）を下回らないようにする。

（参考 2）TAC 及び漁獲実績の推移

単位：トン

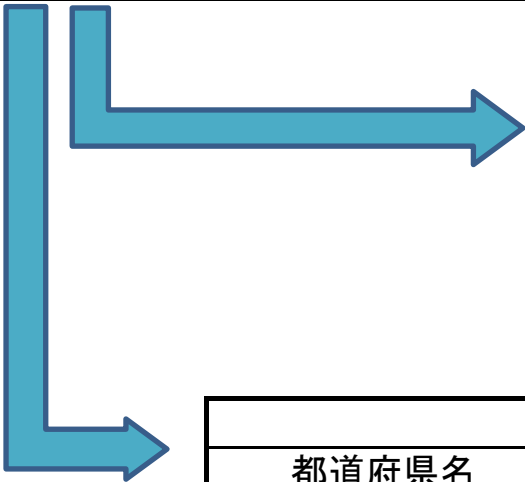
	R8 年 (案)	R7 年 (2025 年)	R6 年 (2024 年)	R5 年 (2023 年)	R4 年 (2022 年)
TAC	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
漁獲実績	－	－	28	10	33

2 配分（案）

- （１）過去３か年（令和２年から令和４年まで）の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- （２）配分量は別紙のとおり。

令和8管理年度ずわいがにオホーツク海南部
漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
ずわいがにオホーツク海南部	1,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業及び ずわいがに漁業	875

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	125	

**令和 8 管理年度における
漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について
(ずわいがにオホーツク海南部) (案)**

1 背 景

令和 7 管理年度において、ずわいがにオホーツク海南部の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 7 年 10 月 22 日最終改正。）に則り都道府県間又は大臣管理区分と都道府県との間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）。